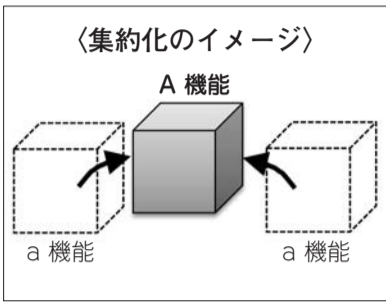


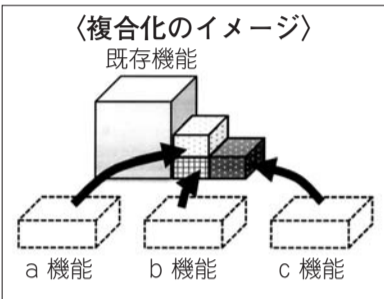
<基本方針 (3つの柱)>

- 1 機能 (サービス) を重視して公共施設のスリム化を図る
- 2 ライフサイクルコストを縮減・平準化する
- 3 施設更新に備えた財源を確保しマネジメントを着実に推進する

※ライフサイクルコストとは、建物の生涯に要する費用 (建設費、維持運営費、解体費など) の総額。

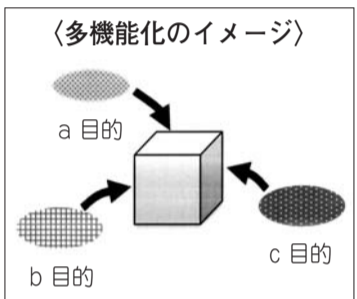


1-② 拠点性を高めることで、より効果的・効率的なサービスが提供できると見込まれる場合は、複数施設の集約化を図る。同一または類似機能を持つ施設に対する需要が減少している場合などは、より、拠点性を高めることで施設サービスをより効果的・効率的に提供できる場合は、適正な配置となるよう配慮した上で、複数の施設の集約化を図る必要がある。市では、統廃合を含めた学校規模の適正化を進めています。学校に限らず、こうした施設の集約化への取り組みは効率的な運営が図られるだけではない。



1-④ 義務教育施設は地域の拠点施設として有効活用を図る。義務教育施設の更新の際は、その地域の特性やニーズを踏まえ、周辺施設との複合化の基幹施設としての可能性を検討します。

1-⑤ 民間施設を活用した行政サービス提供の場の確保。必要場合は、当該サービスの特性を吟味し、将来にわたって見込まれる需要を想定することにより、建物のライフサイクルコストを重視した上で施設整備主体を検討します。また、民間施設の借り上げなど、地域の資源を活用していくことも有効な手段で



1-⑧ 施設の設定に依存しない行政サービスの提供方法を検討する。特定の施設を持たなくてもその行政サービスを提供できるものについては、創意工夫を凝らし、施設の設定に依存しないサービス提供への転換を図ります。

あることから、これも合わせて検討します。

(1面から続く)
公共施設のあり方に関する基本方針 (3つの柱) および今後の推進方策

機能 (サービス) を重視して公共施設のスリム化を図る

ハード面の方策

1-① 必要不可欠な機能を維持しつつ、施設総量の適正化を図る。公共施設のさらなる効果的・効率的な維持運営に努めつつ、長期的な視点を持って施設総量を削減していくことにより、市の人口や財政事情に合った施設規模となるよう適正化を図ります。また、公益上・防災上の観点から必要な機能については適切に維持していく必要があることから、施設総量の削減に当たっては、機能配置についても十分に配慮します。

ソフト面の方策

1-⑥ 民間などの提供するサービスを利用することにより、効果的・効率的なサービスが見込まれる場合は、サービスの提供主体の転換を図る。行政が提供しているサービスの中で、民間企業や各種団体などによりサービス提供がされており、これを利用した方がより効果的・効率的な場合は、その提供主体を公から民間企業や各種団体などに転換していきます。



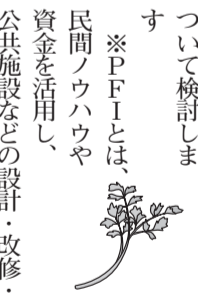
ライフサイクルコストを縮減・平準化する

ハード面の方策

2-① 定期点検や劣化診断などにより予防型の保全手法へ転換し、長寿命化や効率的な修繕・改修などを行う。建築物の安全確保を図るとともに、修繕・改修コストの低減や平準化などにつなげていくため、計画的な「予防保全」に転換することが必要です。

ソフト面の方策

2-④ 指定管理者制度や包括的な外部委託など、より効果的・効率的な維持管理手法を増やしつつ、市民の利便性の向上を図られるよう、広域連携などを推進していきます。



基本方針2

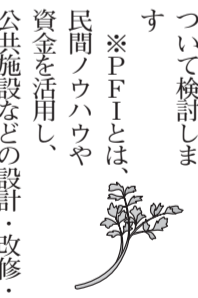
ライフサイクルコストを縮減・平準化する

ハード面の方策

2-① 定期点検や劣化診断などにより予防型の保全手法へ転換し、長寿命化や効率的な修繕・改修などを行う。建築物の安全確保を図るとともに、修繕・改修コストの低減や平準化などにつなげていくため、計画的な「予防保全」に転換することが必要です。

ソフト面の方策

2-④ 指定管理者制度や包括的な外部委託など、より効果的・効率的な維持管理手法を増やしつつ、市民の利便性の向上を図られるよう、広域連携などを推進していきます。



基本方針3

施設更新に備えた財源を確保しマネジメントを着実に推進する

財源の確保

3-① 公共施設の整備などに活用するため、計画的な基金への積み立てを行う。適切なタイミングで建て替えや大規模改修などを実施していくために、公共施設等整備基金への計画的な積み立てを進めていきます。

推進体制の整備

3-③ 庁内横断的な公共施設マネジメントの推進体制を整備する。公共施設に関する情報などを一元管理する仕組みを構築し、庁内横断的な体制づくりを進めていきます。

3-② 施設などの貸し付けや売却により施設整備などの財源確保を図る。用途廃止となつた施設や利用されていない土地については、他の行政サービスでの利用の可能性を検討するとともに、民間企業や各種団体などへ貸し付けることにより、存続する公共施設の維持管理費などに充てるための財源の確保を図ります。また、そうした方策が見込めないものについては、これを売却し、基金を把握に努めます。

3-④ 市民および議会などに対する情報共有を図る。公共施設の統廃合や複合化、多機能化などを進めるに当たっては、事業の実施段階だけでなく、各種構想や計画の策定段階から、市議会をはじめ市民への丁寧な説明と意向の把握に努めます。

なお、28年度には、中長期修繕に係る実行計画である「施設整備プログラム」と組み合わせることで、保全業務サイクルを確立し、着実に取り組みを推進してまいります。詳しくは施設建設課 ☎470・7756へ。

東久留米市公共施設保全計画について

保全計画について

市では、「公共施設のあり方に関する基本方針」と並行して、財政的な負担の軽減を図りつつ、安全で安心して公共施設を活用していくための保全や管理のあり方をまとめた「公共施設保全計画」の策定を進めています。

建物の維持管理についてはこれまで、建物や設備に不具合が生じた都度に対応する「事後保全」を中心として行われてきました。今後は計画的な修繕と定期的な点検から異常を早期に発見し、適切な処置を行う手法である「予防保全」へと転換を図ることで、建物利用の安全確保を図ると

ともに、建物の長寿命化と修繕および改修のコスト低減などにつなげていきます。また、今後の保全業務の推進に当たっては、定期点検結果の管理、不具合の報告・対応について庁内でルール化し、その結果を翌年度以降の保全業務の改善につなげていきます。

同基本方針案の策定に当たり、市民アンケートを実施しました。アンケート結果は、同基本方針案でご覧いただけます。アンケートにご協力いただいた皆さん、ありがとうございました。詳しくは同課 ☎470・8031へ。

「東久留米市公共施設のあり方に関する基本方針 (案)」についてパブリックコメント (ご意見) を募集します

「閲覧期間」場所 閉庁日を除く3月7日 (月) まで、行政管理局 (市役所4階、市政情報コーナー) 同2階、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館、市ホームページでご覧いただけます。

「意見の提出方法」3月7日 (月) までに (必着)、「東久留米市公共施設のあり方に関する基本方針 (案) への意見」と明記して、住所氏名・年代 (例 20代) を記入の上 (書式は自由) ☎203・8555、市役所行政管理局宛て郵送、ファクス (470・7804) または電子メール (gysaikamri@city.higashikuromi.nagasaki.jp) で提出してください。

「注意」電話や来庁による口頭での受け付けはできません。

同基本方針案の策定に当たり、市民アンケートを実施しました。

アンケート結果は、同基本方針案でご覧いただけます。

アンケートにご協力いただいた皆さん、ありがとうございました。